議会運営委員会会議録

1 日 時 平成30年2月20日(火)

会議時間 10時00分開会 10時48分閉会

2 会議場所 役場3階第1委員会室

3 出席議員 委員長 : 髙橋政悦

副委員長: 奥秋康子

委員: 桜井崇裕、安田 薫、西山輝和

議 長 :加来良明

4 事務局 事務局長:佐藤秀美、係長:宇都宮学

5 説明員 副町長:金田正樹、

総務課長 小笠原清隆、総務課長補佐 鈴木聡、行政管理係長 川口二郎

- 6 議 件
- (1) 平成30年 第2回町議会定例会の運営について
 - ①予定議案等(町・議会)の説明
 - ②審議方法等について確認
 - ③会期日程の確認
 - ④陳情、請願、意見書等について
 - ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善 と雇用安定に関する意見書の請願
- (2) 議会会議規則等運用例の一部改正について
- (3) 議会運営委員会規程の一部改正について
- (4) 議会広報発行基本要綱及び議会広報発行細則の一部改正について
- (5) 議会報告会と町民との意見交換会について
- (6) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

議件(1)平成30年第2回町議会定例会の運営について

委員長: (髙橋政悦) おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開催する。

本日の議件は、第2回町議会定例会をメインに5件ほどあるので、よろしくお願いしたい。 それでは町議会第2回定例会の運営について早速議件に入る。

①予定議案等(町・議会)の説明

委員長:町議会第2回定例会の予定議案等について執行側から説明願う。

副町長:(金田正樹) 3月定例会の提案議案について説明する。議案番号順に説明する。

(資料に沿って説明)

議案第5号~6号 専決処分の承認 (一般会計、水道事業会計補正予算)

議案第7号~12号 平成29年度各会計補正予算

議案第13号~18号 新設条例1件、一部改正条例4件、廃止条例1件

議案第19号~24号 平成30年度各会計予算

議案第25号~30号 災害復旧工事契約関係

議案第32号 清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更

議案第32号~33号 町道の路線廃止・認定

議案第34号 公平委員会委員の選任

行政報告 除雪作業による物損事故について

町長、教育長からの執行方針

更に、最終日の議会閉会後、3月31日で退職となる課長職の紹介をさせていただきたく、日程 等の調整をお願いしたい。

以上が、現在予定している案件であるが、今後において新たな案件等が出た場合には、その都度 委員長、議長と相談し進めさせていただくのでよろしくお願いしたい。

委員長:執行側から提出議案の説明をいただいた。提出議案について質疑を受ける。

(なしの声あり)

委員長:執行側からの提出予定議案についてはここまでとし、次に議会提出分について議会事務局長から説

佐藤局長:議会提出分について説明する。

委員会報告の関係であるが、所管事務調査報告として総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会 から報告を行う。

所管事務調査の申し出は各常任委員会と議会運営委員会からの申し出を予定している。

議員提出議案は清水町議会委員会条例の一部改正について条例提案を予定している。広報広聴常 任委員会設置に伴う改正であり、議会活性化特別委員会委員が提出者・替成者となって提出する 予定。広報広聴常任委員の選任は委員会条例を改正した後に本会議の中で行いたい。

陳情・請願・意見書についてはお手元に配付のとおり請願を1件受理している。「地方公務員法 及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意 見書の請願」である。取扱いについては後ほど確認していただきたい。

議員派遣は、「議会報告会と町民との意見交換会」について、先日の議会運営委員会で5月29・ 30 日に開催予定ということで日時が決定されたので、議員派遣の決定をしていただきたい。

そのほか、全国町村議会議長会の自治功労者表彰の伝達を開会前に行いたい。今年は議長、副議 長、中島議員、口田議員の4名が表彰を受けており、それぞれに伝達を行いたい。

議会関係については以上。

委員長:議会提出分の説明を受けた。これについて何か質疑等はあるか。

(なしの声あり)

委員長:なければこのような内容で提出したいと思う。

②審議方法等について確認

委員長:次に審議方法についての確認を行う。

新設条例については所管する委員会に審査を付託することを基本としており、議案第 13 号については介護保険法改正に伴う新設条例で、これまで北海道の条例に規定されていたものを町の条例に規定すると先ほどの副町長からの説明にもあったが、更に追加された新たな基準も条例に規定されるということなので、厚生文教常任委員会に審査を付託するということでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:では、これについては厚生文教常任委員会に審査を付託するという方向で進める。

次に、新年度予算及び関連条例について、会議規則等運用例第77条の規定に基づき、議長を除く全員による特別委員会を設置して審査を付託し会期内審査としてよろしいか。例年どおりである。関連条例というのは議案第15号・16号の改正条例、18号の廃止条例である。そのような運用でよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:次に、新年度予算に関係しない条例改正・補正予算・一般議案は本会議審議としてよろしいか。 (よろしいとの声あり)

委員長:審議方法については以上のようなかたちで進める。

③会期日程の確認

委員長:会期日程の確認であるが、執行側からの説明で審議日程の要望があったが、先ほどの説明内容どおり (希望どおり) ということでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長: それでは、それらを踏まえて議会提出の議案等も考慮して、現状でのおおよその日程案について議会事務局長から説明願いたい。

佐藤局長: それでは、事前に委員長と日程について協議したので私のほうから説明させていただく。 初日については3月6日(火)午前10時開会。

開会前に先ほど説明した全国町村議会議長会の自治功労者表彰の伝達を行う。その後、議会運営委員会の委員長報告を行う。

開会して行政報告1件、専決処分の承認2件、続いて町政執行方針及び教育行政執行方針を述べていただく。その後、議員提出議案として清水町議会委員会条例の一部改正について審議。次に、議案第13号の新設条例については、先ほど厚生文教常任委員会に審査を付託するということで決定したので、議案第13号は所管の厚生文教常任委員会に付託。次に、平成30年度各会計予算。それから先ほど委員長から説明のあった関連条例(議案第15号・16号・18号)と合わせて全部で9議案を一括、予算審査特別委員会を設置して付託。次に、平成29年度の一般会計以下6会計の補正予算。それから、一般議案等として工事請負契約の締結4件、工事請負契約の締結の議決事項の変更2件、それから、町道の路線廃止、町道の路線認定の審議。

その後、議会関係については各常任委員会から所管事務調査の報告をして、1日目の日程を終了 したい。

続いて、3月7日(水) \sim 3月11日(日)まで休会。3月議会から一般質問の答弁書の配付を行うので休会日が増える。

3月12日(月)については、広報広聴常任委員の選任を行い、その後一般質問。

3月13日(火)も一般質問を予定している。通告者数によっては変更もありえる。

予算審査特別委員会は3月14・15・16日の日程で行いたいが、3月15日は中学校の卒業式があるので審査は午後から。実質2日半の日程で新年度予算の審議をしていただきたい。

3月17日(土)、18日(日)については休会で、3月19日(月)は予備日。最終日を3月20日(火)としたい。

3月20日(火)については、初日に付託した条例制定(議案第13号)の審査報告・結審。それから、予算審査特別委員会に付託した9件の議案の審査報告・結審。その後、残っている議案として条例の一部改正(議案第14号・17号)の審議。それから、一般議案等として議案第31号の過疎地域の計画の変更、人事案件として議案第34号清水町公平委員会委員の選任の議案を審議。その後、議会関係の部分で、請願が採択になれば意見書の提案。それから、所管事務等調査の申

し出。議員派遣の決定をして、会議を閉じる。閉議後、退職課長職の紹介を行って3月定例会の 日程を終了したい。

初日の請願の付託が漏れていた。3月6日(初日)の各常任委員会からの所管事務調査報告の前 に請願の付託を行いたい。

委員長:以上が日程案である。事務局長が説明したとおりでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:では、そのように進めることとする。最終的には一般質問の通告を受けて、追加議案等を確認して、 次回の委員会で決定したい。会期は3月6日(火)~20日(火)までの15日間で今のところ予 定している。

④陳情、請願、意見書等について

委員長:「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定 に関する意見書の請願」が出ている。請願については会議規則第91条で所管の委員会に付託する とされているので、総務産業常任委員会へ審査を付託することでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:総務産業常任委員会に付託することとする。 ここで休憩する。

【休憩 10:28 (執行側退席)】

【再開 10:28】

議件(2)議会会議規則等運用例の一部改正について

委員長:次に(2)の議会会議規則等運用例の一部改正について、お手元に新旧対照表が配付されているが、これは議会活性化特別委員会の調査・検討結果に基づいて、初回質疑から一問一答方式の導入及び広報広聴常任委員会を設置するため、更には議場音響設備の更新によりマイクの発言スイッチと終了スイッチが一つになっているため、議会会議規則等運用例の一部改正を行うもの。なお、施行日について、第51項・第52項の改正は3月定例会初日の3月6日。第70項の改正は広報広聴常任委員会設置日の3月12日にするということで、これについて事務局から説明を受けたい。

佐藤局長:改正内容を説明するので、新旧対照表のほうを見ていただきたい。運用例第51項の(発言)は質疑の規定であり、これまで、「発言は、自席で(発言スイッチを押し)起立して行わなければならない。(発言が終わったとき発言終了スイッチを押す。)」となっており、以前のマイクスイッチはON・OFFで白と黒の別々のスイッチが付いていてスイッチを押すという規定があったが、例えば演壇を使用した場合や質問台を使用した場合のマイクのスイッチまで規定していないので、この際マイクのスイッチも音響設備を更新したときに一つになっているので括弧書きの部分は必要ないのではないかということで削除してはどうかということ。

第52項の部分はこれまで、「初回は質疑事項の全部を一括して述べ、再質疑から一問一答とする。」と規定されていたが、3月定例会からは初回から一問一答にするということなので「質疑は一問一答で行い、質疑の回数は、質疑の項目ごとに会議規則の定める回数とする。」ということで、質疑は初回から一問一答で行って、回数についても項目ごとに、会議規則に定める回数というのは3回なので3回とすることで規定する内容。

第70項は委員会構成の部分であるが、これまで、「常任委員会の委員の選任に当たっては、議長は、あらかじめ本人の希望を聴取し、調整のうえ会議に諮って決める。」ということで、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会の2委員会のときには「常任委員の選任に当たっては」ということで規定されていたが、今回広報広聴常任委員会が新たに設置されて、広報広聴常任委員は総務産業・厚生文教の両常任委員会から選任していただき、本人の希望ではない方法で選出するという方向性になっているので、この部分を改正するという内容。あくまでも希望聴取するのは総務産業と厚生文教の2常任委員会だけということで改正するという内容。

委員長:新旧対照表に基づき説明を受けた。質問等はあるか。

(なしの声あり)

委員長: それでは、このように改正するということで、委員会として決定してよろしいか。 (よろしいとの声あり)

委員長:これは次回(2月26日)の全員協議会で報告する。

議件(3)議会運営委員会規程の一部改正について

委員長:次に、議会運営委員会規程の一部改正について、これもお手元に新旧対照表が配付されている。議会活性化特別委員会の調査・検討結果に基づき、広報広聴常任委員会を設置するために、更には所管事項の整理を行うための規程事項の一部改正である。これについては、施行日が広報広聴常任委員会設置日の3月12日である。これについても事務局から説明願う。

佐藤局長:新旧対照表に基づき説明する。第2条第1項(1)の部分。議会運営委員会が所掌している事項を列記しているが、まず第1号は議会の運営に関する事項として規定されている。チの部分で「本会議の運営に関すること」と規定されているが、議会運営委員会は本会議だけではなくて、例えば「議会報告会と町民との意見交換会」など、本会議以外の部分も所掌している事項があるので、「その他本会議」の部分を「その他議会」に改正したい。現状の所掌に合わせて文言の整理をしたいという改正。

それから第2号の「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」であるが、アからオまで規定されている。条例とか規則などを規定しているが、ア〜オに規定している以外にも実は議会として条例とか規則があるので、カとして「その他議会の条例、規則及び規程等に関すること。」を追加して、議会が規定したあらゆる法令・規則等については議会運営委員会が所掌するということを明確にしたいという規定の追加である。

第3号は改正なし。

第4号はこれまで議会の広報に関する事項ということで議会運営委員会の所掌として規定していたものであるが、議会広報に関することは広報広聴常任委員会のほうに所管が変わるということで第4号の部分を削除するということ。ただし、今まで第4号のイとして「定例会のお知らせに関すること」が入っている。定例会の時に毎回チラシで議会瓦版を新聞折り込みしているが、あの部分は議会の運営に関する部分。議会日程だとか一般質問の内容の周知なので、その部分はこれまでどおり議会運営委員会の所管にしてはどうかと考えている。その部分については先ほど改正した第1号のチの部分、議会の運営に関することに含めて、これまでどおり議会運営委員会の所掌にしてはどうかと考えている。

委員長:改正内容については広報広聴常任委員会の設置がらみのことである。先ほど事務局長からあった「議会の運営に関すること」ということで瓦版は今までどおり議会運営委員会でやるべきではないかということであるが、皆さんの意見を聴取したい。

(よろしいの声あり)

委員長:では、チラシの部分については今までどおり議会運営委員会で行うということと、規程の一部改正 についてはこの案のとおり決定ということでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:これも2月26日の全員協議会で報告する。

議件(4)議会広報発行基本要綱及び議会広報発行細則の一部改正について

委員長:次に、議会広報発行基本要綱及び議会広報発行細則の一部改正について、新旧対照表がお手元にあると思う。これも議会活性化特別委員会の調査・検討結果に基づいて広報広聴常任委員会を設置するため議会広報発行基本要綱及び議会広報発行細則の一部改正を行うもの。これも施行日については3月12日、広報広聴常任委員会の設置日となっている。これについても事務局から説明願う。

佐藤局長:議会広報発行基本要綱のほうから説明する。新旧対照表をご覧いただきたい。まず2番目の「編集について」の部分であるが(1)として「編集の責任は議会運営委員会〜」となっていたところを「編集の責任は広報広聴常任委員会〜」と改めて、(2)の部分を「編集体制は議会運営委員

(5名)と事務局の共同編集」という部分を「編集体制は広報広聴常任委員(6名)と事務局の 共同編集」に改める。3のその他も「議会運営委員会に諮って議長が決定する」という部分を「広 報広聴常任委員会に諮って議長が決定する」に改めたい。議会広報発行細則も同じで、その他の 3番目で「議会運営委員会に諮って委員長が決定する。」という部分を、「広報広聴常任委員会に 諮って委員長が決定する。」に改める内容である。

委員長:要綱・細則ともに広報広聴常任委員会設置に伴うもの。これについて、委員会として決定してよろ しいか。

奥秋委員:新たに広報広聴常任委員会を設置するわけであるが、基本要綱の(2)の部分で、これまでは「議会運営委員会と事務局の共同編集とする。」とあり、共同編集というかたちの中でやってきたが、常任委員会を設置するにあたって、「広報広聴常任委員会と事務局の共同編集とする。」というのは、あまり内容が変わらないように受け取られるような気がする。事務局との共同編集ではなくて、事務局が補佐するというようなかたちにしてはどうか。そうでなければ今までと同じようなかたちになってしまうのではないかと思う。せっかく議会活性化特別委員会の中で独自にやりたいという意見が出てまとまったので、事務局との共同編集ではなくて補佐的にやっていただくほうが私は意味があると思う。

佐藤局長:議会活性化特別委員会でも協議してきたが、とりあえず平成30年度予算については今までと同じような予算要求をしており、新たな議会広報紙をどうしていくか、どのような広報紙を作っていくかということについては広報広聴常任委員会の中で協議していくことになっている。当面は今までと同じで進むが、広報広聴常任委員会の中でどういう広報紙を作っていくかということを協議して、変えるのであれば変えていく方向で考えている。

委員長:実質、任期が1年で、議会活性化特別委員会の中でもすぐに激変させるのは難しいだろうという話が出ていて、とりあえずは今後こんなふうにやっていこう、あんなふうにやっていこうというのを出して、広報に関する細則等をつくるので精一杯だと思うので、時間がかかる話だから次につなげるのに時間を使う。確かにやろうとすれば事務局は補佐的なかたちで中心は委員会だということにしてもいいが、とりあえずこの1年はこのままにしておいて、1年の中で「こういうふうに変えていって、こういうふうにしよう」というのが多分出てくると思うので、その時にということでよろしいかと思うがいかがか。

(よろしいの声あり)

委員長:そのほか、何かあるか。

(なしの声あり)

委員長:委員会としては決定としてよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:この件についても2月26日の全員協議会で報告する。

議件(5)議会報告会と町民との意見交換会について

委員長: 平成30年度の開催日時・場所の協議を行った。昨年からテーマを設けて意見交換を行っている。 平成30年度のテーマについて協議願いたい。5月29日(火)清水町文化センター、5月30日 (水)御影公民館、7時からの開催で決定している。それに伴いテーマを設定したいが、昨年は 各常任委員会それぞれに出してもらって、2つのテーマを設けた。今年もそのようなかたちにす るのか、議運として出すのか。

昨年同様、各常任委員会からテーマを一つずつ出してもらうという方法でよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長:ではそのように2月26日の全員協議会で話をしたい。

議件(6) その他

委員長:用意された議件は以上であるが、委員から何かあるか。

(なしの声あり)

委員長:事務局から何かあるか。

(なしの声あり)

委員長: 次回の議会運営委員会は2月26日の全員協議会を経て2月27日に開催する。一般質問の通告日であるから午後2時からということになる。議案の発送は2月22日。

3月定例会に向けて日程その他内容について協議いただいた。以上で議会運営委員会を閉じる。